まだみぬ、世界は、美しい

SEED

第69回 定時株主総会
招集ご通知

■ 開催日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております）

■ 開催場所

ホテル 東京ガーデンパレス ２階「高千穂」
東京都文京区湯島１丁目７番５号

■ 決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役２名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

■ 目次

招集ご通知 …… 1
議決権行使のご案内 …… 3
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 13
計算書類 …… 32
監査報告 …… 52

●株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

株式会社 シード
証券コード：7743

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/7743/

株主の皆様へ

代表取締役社長

浦壁 昌広

株主の皆様におかれましては、平素当社へのご理解とご支援を頂戴し、誠にありがとうございます。

ここに、当社第69回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当期は、円安と物価高騰により事業コストは高止まりをいたしましたが、国内の消費動向は概ね堅調に推移し、コンタクトレンズ市場は、オルソケラトロジーレンズ、遠近両用レンズなどを中心に、拡大しつつあります。海外市場では、中国の景気後退は改善の端緒が見えないものの、アジア諸国や欧州では、近視人口の拡大によってコンタクトレンズ需要は着実に拡大しております。

当社は、鴻巣研究所２号棟別館を新設し、月産７百万枚の増産投資をしましたが、第２・第３四半期に生産混乱をきたし、予定通りの製品供給に至らず、売上拡大への支障と、原価の上昇を招来しました。第４四半期に至り生産も安定化し、４号棟の新設も順調に推移しており、令和７年度の成長軌道が固まりつつあります。また、新シリコーンレンズや近視進行抑制効果を取得するための臨床治験も予定通り進むなど、将来への投資も形となりつつあり、６月24日からの佐藤隆郎新社長の下での飛躍が期待できます。

株主の皆様方におかれましては、今後共ご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。また、株主の皆様のご健勝とご発展を併せてお祈り申し上げます。

ご案内

●ご質問は事前に専用フォームからも受け付けております。
●本株主総会の模様は、後日、株主総会ページより動画をご覧いただけます。
●最新情報につきましては、株主総会ページより最新の情報をご覧いただきますようお願い申し上げます。

ご質問専用フォーム
https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nfte-lepenj-b657f7fe13143d43e82635f108e41793

株主総会ページ
https://www.seed.co.jp/company/ir/soukai.html

証券コード　7743
2025年6月4日

株　主　各　位

東京都文京区本郷２丁目40番２号

株式会社シード
代表取締役社長　浦　壁　昌　広

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。
**　本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）についての電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。**

【当社ウェブサイト】
https://www.seed.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「企業・IR情報」「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/7743/teiji/

【東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シード」又は「コード」に当社証券コード「7743」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（３～４頁）をご高覧のうえ、2025年６月23日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1．日　　時　2025年６月24日（火曜日）午前10時（受付開始予定：午前９時30分）
2．場　　所　東京都文京区湯島１丁目７番５号
ホテル 東京ガーデンパレス　２階「高千穂」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項
報告事項　１．第69期(2024年４月１日から2025年３月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第69期(2024年４月１日から2025年３月31日まで)計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役2名選任の件
第３号議案　監査役2名選任の件

以　上

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

●招集にあたっての決定事項
（１）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
（２）インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（３）インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（４）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎車いすでご来場の方は、受付にてスタッフへお申し付けください。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

▶ **株主総会開催日時:2025年6月24日(火曜日)午前10時**

書面(郵送)にて議決権を行使いただく場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

▶ **行使期限:2025年6月23日(月曜日)午後6時到着分まで**

議決権行使書のご記入方法
(議決権行使書用紙イメージ)

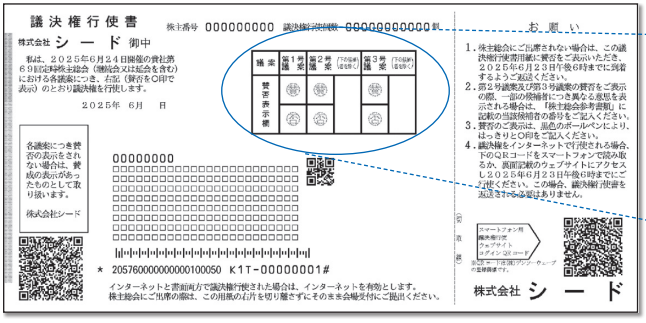

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

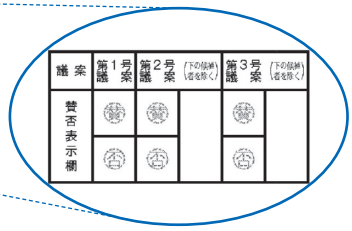

■賛成の場合 ➡ “賛”を○で囲んでください。

■否認する場合 ➡ “否”を○で囲んでください。

■一部の候補者を反対する場合 ➡ “賛”を○で囲み、反対する候補者の番号をご記入ください。

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等で議決権を行使される場合

パソコン、携帯電話またはスマートフォンから以下の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧のうえ、画面の案内に従い議決権を行使してください。

▶ **行使期限：2025年6月23日（月曜日）午後6時までに入力**

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。

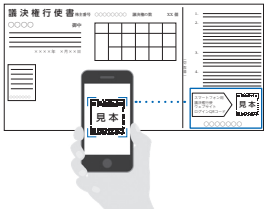

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

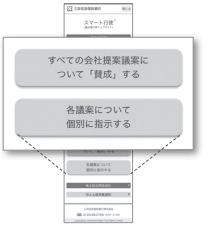

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://www.tosyodai54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

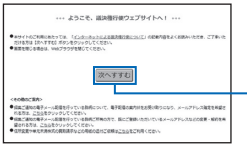

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

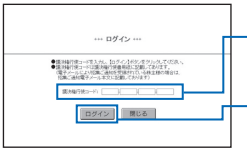

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

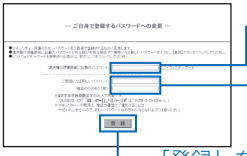

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　ウェブサポートダイヤル
電話：**0120－88－0768**（フリーダイヤル）
受付時間　午前9時～午後9時

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主の皆様に適切な配当水準による配当継続を実施することを重要課題とし、経営体質強化と事業拡大のための内部留保確保等を勘案した上で、株主の皆様への利益還元を継続していくことを基本方針としております。

当期におきましては、今後の成長戦略と上記基本方針にも掲げております株主への安定的な利益還元を継続していくこと等を総合的に勘案いたしまして、2024年5月13日に公表いたしましたとおり１株につき15円の配当とさせていただきます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は453,986,790円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2025年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役2名選任の件

経営体制の強化のため2名を増員することとし、取締役２名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位・担当		取締役会出席回数
1	新庄（しんじょう）　信孝（のぶたか）	常務執行役員 国際事業本部長	新任	－
2	藤田（ふじた）　礼次（れいじ）	－	新任　社外　独立	－

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

新庄 信孝（しんじょう のぶたか）

新任

生年月日
1965年2月28日

所有する当社の株式数
2,500株

在任年数
－年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987 年４月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2018 年１月　当社入社
2019 年１月　当社執行役員経営企画部経営戦略室長
2020 年４月　当社執行役員経営企画部長
2021 年７月　当社常務執行役員経営企画部長
2022 年８月　当社常務執行役員海外事業本部担当兼事業戦略部長
2023 年４月　当社常務執行役員国際事業本部担当兼海外管理部長
2025 年４月　当社常務執行役員国際事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

新庄信孝氏は、海外での勤務経験が豊富で、当社においても常務執行役員として2022年より国際事業を担当し実績を残してまいりました。引き続き当社の国際展開をよりアクティブに進めると共に、国際事業全体の収益向上の実現に資することを期待し、新任の取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

藤田 礼次（ふじた れいじ）

新任

社外

独立

生年月日
1961年5月28日

所有する当社の株式数
－株

在任年数
－年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984 年４月　三井物産㈱入社
2008 年10月　物産不動産㈱事業開発部長
2009年１０月　三井物産ロジスティクス･パートナーズ㈱代表取締役社長
2012 年7月　三井物産㈱都市開発事業部長
2017 年4月　三井物産㈱執行役員コンシューマービジネス本部長
2019 年4月　泰国三井物産㈱社長
ミットサイアム・インターナショナル㈱社長
三井物産㈱執行役員
2021 年6月　三井情報㈱常勤監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤田礼次氏は、総合商社で培われたグローバルな知識と豊富な経験を有しております。また、会社経営の経験もあり、執行サイドと監査サイドの両面での経験を活かしていただくことにより、当社の企業価値の向上に資することを期待し、新任の社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．藤田礼次氏は、社外取締役候補者であります。また、藤田礼次氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

３．藤田礼次氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。本議案でお諮りする候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役中山友之氏及び林龍太郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて同氏の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位		取締役会出席回数	監査役会出席回数
1	なかやま ともゆき 中山　友之	常勤監査役	再任	17回/17回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	はやし りゅうたろう 林　龍太郎	社外監査役	再任　社外　独立	17回/17回 (100%)	14回/14回 (100%)

新任　新任監査役候補者　　再任　再任監査役候補者　　社外　社外監査役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

中山（なかやま） 友之（ともゆき）

再任

生年月日
1947年2月8日

所有する当社の株式数
34,500株

在任年数
16年

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1993年 4 月　当社入社
1996年 6 月　当社取締役営業本部薬粧部長
2000年 6 月　当社取締役商品部長
2006年 4 月　当社取締役営業本部長
2008年 6 月　当社取締役退任
　　当社顧問
2009年 6 月　当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

中山友之氏は、取締役として培ってきた豊富な経験と高い見識を有しています。2009年に当社の常勤監査役に就任以来、その職務を適切に遂行し、監査役及び取締役会の監査機能の向上に貢献していることから、今後も引き続き、当社の経営全般に対して監査・監督できるものと判断し、常勤監査役候補者といたしました。

候補者番号 2

林（はやし） 龍太郎（りゅうたろう）

再任

社外

独立

生年月日
1960年2月20日

所有する当社の株式数
－株

在任年数
4年

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1982 年 4月　㈱北海道拓殖銀行（現三井住友信託銀行㈱） 入行
1989 年 5月　コーネル大学ビジネススクール卒業（経営学修士）
1994 年 4月　同行 ロンドン支店課長
1997 年11月　中央信託銀行㈱（現三井住友信託銀行㈱） 入行
2006 年10月　中央三井信託銀行㈱（現三井住友信託銀行㈱） 国際部長
2009 年 7月　中央三井トラスト・ホールディングス㈱（現三井住友トラスト・ホールディングス㈱） 総務部長 兼中央三井信託銀行㈱（現三井住友信託銀行㈱） 総務部長
2011 年 2月　中央三井ローンビジネス㈱（現三井住友トラスト・ビジネスサービス㈱） 執行役員
2015 年 4月　東西土地建物㈱ 取締役
2020 年 4月　学校法人獨協学園 学園本部内部監査室長
2021年 6 月　当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

林龍太郎氏は、金融機関における豊富な国際経験に加え、会社役員として企業経営に関与してきた経験から、企業経営に関する高い見識を 有しております。また、学校法人監査室長として非営利法人の経営管 理にも幅広い知見を有しており、中立的・客観的な観点から、今後も引き続き、監査を行うことができると判断し、社外監査役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．林龍太郎氏は、社外監査役候補者であります。
３．林龍太郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
４．当社は、中山友之氏及び林龍太郎氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、当社は、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。本議案でお諮りする監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】

本総会後の取締役及び監査役のスキルマトリクス

取締役		企業経営	当社事業に関する知見	ガバナンス リスクマネジメント 法務	財務・税務 会計・金融 資本市場	M&A 経営再建	商品企画 生産・技術	化学・工学 薬学・医学	サステナビリティ・ ESG	国際経験 海外ビジネス
代表取締役社長	佐藤　隆郎	●	●				●	●		
代表取締役副社長	杉山　哲也	●	●	●	●				●	
取締役	五十嵐　淳	●	●			●	●			
取締役 ※	新庄　信孝		●		●	●				●
取締役	福田　猛		●				●	●		
取締役	中村　きく江		●					●		
社外取締役	小原　之夫	●	●	●	●	●				●
社外取締役	大竹　裕子	●	●	●	●	●				
社外取締役	小泉　範子	●	●					●		
社外取締役 ※	藤田　礼次	●		●						●
監査役										
常勤監査役	中山　友之		●				●			
常勤監査役	細川　均	●	●				●			
社外監査役	二瓶　ひろ子		●	●						●
社外監査役	林　龍太郎	●	●	●	●					●

※　新庄　信孝及び藤田　礼次は本総会第２号議案での候補者であります。

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、価格転嫁や円安の影響で好調な企業による業績拡大と人手不足を背景とした雇用・所得環境の改善、企業の設備投資意欲の継続が主導することで、緩やかながらも回復基調を維持しております。また、世界経済につきましては、中国や欧州の一部において景気減速・足踏み状態にありますが、好調を維持してきた米国が牽引することで堅調に成長して来たものの、米国の現政権の関税や各種の貿易制限の影響により実体経済に対する懸念が増しております。

国内のコンタクトレンズ市場においては、近視人口増加に伴う装用人口の増加や高齢化を背景とした遠近両用タイプの需要拡大等によるスペシャリティレンズの伸長、円安・資源価格の高止まりといった様々なコスト上昇要因による価格転嫁が進むことと歩調を合わせて成長しております。また、就寝時に装用し日中裸眼で視力矯正効果が得られるオルソケラトロジーレンズにつきましても、コンタクトレンズ市場全体の成長を大幅に上回るスピードで成長が見られます。

このような状況の下、当社グループは、連結売上高500億円を達成し、世界のコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮するための生産基盤を確保することを目指しております。当社グループは、中期経営計画（2024年４月～2027年３月）の初年度となる2025年３月期につきまして、「生産力の抜本的引き上げによる収益力の強化」「国内外のマーケットに対応するサービスの強化と提供」「市場のニーズに合わせたモノづくり」「内部基盤の強化・人材確保と育成」「SDGsの推進」「安定した株主還元」を企業目標達成にむけた成長戦略として取り組んでまいりました。

当社では、国内外向けの「Pureシリーズ」の乱視用と一部の遠近両用コンタクトレンズにおいて、当社の供給能力を超える需要が継続した結果、在庫が逼迫し、2024年３月期第２四半期から、当該製品の納期の遅延が発生しておりました。しかしながら、生産力の抜本的引き上げの一環として新設した２号棟別館の本格稼働により、生産数が増加したことから遠近両用コンタクトレンズは2025年２月10日より納期が正常化いたしました。加えて、2025年３月に鴻巣研究所における生産数が既往ピークを達成する等、在庫水準が順調に回復していることから、長期にわたり受注日14日後発送としておりました乱視用コンタクトレンズにつきましても、2025年５月10日受注分から段階的に納期を短縮

し、2025年５月28日より通常納期での対応となります。
　商品戦略としましては、主力商品である国産の「シード１dayPureシリーズ」の中でも、とりわけ乱視用、遠近両用コンタクトレンズといったスペシャリティレンズの販売に注力しております。市場のニーズが高まるシリコーンハイドロゲルレンズにつきましては、「シード１daySilfa」、「シード AirGrade 1 day UV W-Moisture」の２商品を展開しております。さらに、２週間交換ソフトコンタクトレンズ市場においてシリコーンハイドロゲルレンズが標準化していることから、「シードAirGrade 2 week UV W-Moisture」を上市し、同一シリコン素材で１日使い捨てレンズと２週間交換ソフトレンズの双方を市場に提案しております。サークルレンズ 「シード Eyecoffret 1 day UV M」並びに、カラーコンタクトレンズ「ベルミー」においては、イメージキャラクターを集約し、SNS等を使った、メッセージ展開をしております。今後需要の拡大が見込まれる一方で、現状選択肢が非常に限られる遠近両用サークルコンタクトレンズに関しては、「シード Eye coffret 1day UV M Multistage」を2024年12月に新たに発売し、今後もサークル・カラーレンズにおいて、スペシャリティレンズの拡充を図っております。
　また、オルソケラトロジーレンズ「ブレスオーコレクト®」につきましては、既存サービスの拡充を行うとともに、各種学会でのセミナー開催等のアカデミックコミュニケーションを通じて普及を拡大させ、シェア拡大を目指して販売を行っております。
　研究開発の分野では、大規模集積回路を含む、アンテナ、半導体チップ等の各種電子部品をコンタクトレンズへ実装する技術の標準化、及び多様なデバイスを汎用的に駆動できる大規模集積回路の開発に成功し、当該技術をプラットフォーム化して公表しております。今後は参加いただく企業、大学等研究機関と研究開発を行うことで、医療機器としてはもちろん、様々な分野における将来のスマートコンタクトレンズへの需要に対応してまいります。
　また、個人のビジョンニーズに正確に適合するパーソナライゼーション、新シリコーンハイドロゲルレンズ、薬剤との融合コンタクトレンズの開発や治験も進行中です。
　海外市場では、「シード１dayPureシリーズ」を中心に、それぞれの市場特性に合わせて、サークル・カラーコンタクトレンズ、「シード１daySilfa」、オルソケラトロジーレンズ、RGPレンズ、ケア用品等、プロダクトミックスを多様化しております。特に、マレーシアやベトナムの海外市場においては、コンタクトレンズとは不可分の保湿性目薬と多様な洗浄剤を当社ブランドで展開する等、商品の多様化を進めております。また、2025年４月に当社の100%子会社である英国のCLPL社を通じて、英国のスコットランドを主たる事業地域としてカスタマイズされたオルソケラトロジーレンズやスクレラルレンズに強みを持つScotlens Holdings Limitedの株式を100%取得する等シードグループとしてプロダクトカバレッジの拡大と市場競争力の強化を図っております。
　これらの事業活動の結果、当連結会計年度において、引き続き国内外のコンタクトレンズ需要は堅調に拡大を示しておりますが、設備増設に比例した生産の実現に時間を要した

ことと、現在では安定化したものの、既存生産設備において第２四半期に生じて第３四半期から第４四半期始めまで継続して影響が続いた機械トラブルにより「Pureシリーズ」を中心とした製品生産量の伸び悩みに起因して、予定通りの製品供給に至らず、売上高は33,231百万円（前期比2.6%増）に留まりました。

利益につきましては、生産数増加による売上高増加の寄与はあったものの、一時的な生産混乱と新規生産設備の立ち上がりに際しての生産効率の低下が生じました。これにより、生産数の計画未達及び、製造原価の高騰が原因で原価率が上昇したことに加え、輸入商品が円安の影響を受け輸入価格が当初の想定より上昇したことが、売上総利益へマイナスの影響を及ぼしました。販売費及び一般管理費においては、第１四半期に一過性の費用として、本社移転に伴う費用が発生しております。また、人員増加・処遇改善に纏わる人件費の増加や治験の進捗に伴う研究開発費の支払いが高水準であることから、営業利益1,562百万円（前期比23.8%減）、経常利益1,333百万円（前期比35.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,092百万円（前期比44.4%減）となりました。

2025年３月期は、２号棟別館竣工、新本社竣工と移転の一時経費発生、４号棟着工等極めて大きな設備投資が重なりました。それぞれの投資効果の顕在化には一定のタイムラグがあることに加え、各種の販売費及び一般管理費も物価高騰といった影響により増加しており、期間損益としては減益となっております。設備投資と研究開発投資は、時宜と継続性が競争力増強に不可欠であり、一定の期間の中では平均化するものも多く、2026年３月期につきましても、引き続き中期経営計画に基づいた当初計画通りの投資を継続してまいります。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

（コンタクトレンズ・ケア用品）

国内のコンタクトレンズ販売につきましては、引き続き国産の「シード１dayPureシリーズ」を中心とし、２つの異なるベクトルを持つシリコーンハイドロゲルレンズや特に市場の伸長が最も見込まれる遠近両用コンタクトレンズ等の高付加価値商品の拡販に注力してまいりました。「シード１dayPureシリーズ」につきましては、需要は増大しているものの、2024年３月期第２四半期以降に継続しておりました国内外向け乱視用と一部の遠近両用における納期遅延と2025年３月期第２四半期に発生した生産混乱による販売機会の逸失のため、前期比4.0%増に留まりました。就寝時に装用し日中裸眼で視力矯正効果が得られるオルソケラトロジーレンズにつきましては、前期比21.4%増と大きく伸長いたしました。サークル・カラーコンタクトレンズにおいては、販売チャネルの多様化と競合商品増加の影響もありましたが、SNSを活用した販売促進やニーズに合わせた多機能商品の展開を進めたことで、前期比1.9%増となりました。ケア用品につきましては、オルソケラトロジーレンズ関連のケア用品が増加したため、前期比5.5%増となりました。海外

へのコンタクトレンズ輸出につきましては、アジア・欧州共に販売の回復傾向が見られ前期比6.6%増となりましたが、未だ海外在庫水準の適正化の途上であり、各国からのバックオーダーの解消には至らず、販売機会を生かし切れませんでした。その結果、セグメント全体の売上高は33,104百万円（前期比2.6%増）、営業利益3,198百万円（前期比2.3%減）となりました。

（その他）

その他につきましては、眼内レンズの売上が増加した結果、売上高は126百万円（前期比9.4%増）、営業損失は8百万円（前期営業損失9百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度で実施した設備投資の総額は7,277百万円であり、その主なものは、コンタクトレンズ・ケア用品事業に係る鴻巣研究所の製造設備の導入等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関等より長期借入金3,900百万円、短期借入金1,200百万円の調達を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　分	第 66 期 (2022年３月期)	第 67 期 (2023年３月期)	第 68 期 (2024年3月期)	第 69 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	28,835	30,593	32,396	33,231
経常利益 (百万円)	1,138	554	2,059	1,333
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） (百万円)	1,153	△316	1,964	1,092
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	46.09	△12.63	77.40	36.10
総資産 (百万円)	41,785	40,011	49,574	51,760
純資産 (百万円)	12,532	12,145	17,650	18,385
１株当たり純資産額 (円)	489.63	473.83	573.50	596.81

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．第69期の業績につきましては、「１．企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱シードアイサービス	10百万円	100%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
上海実瞳光学科技有限公司（中国）	32,500,000人民元	60%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
上海実瞳健康科技有限公司（中国）	5,000,000人民元	100% (100%)	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
香港実瞳健康科技有限公司（香港）	–	100% (100%)	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.（シンガポール）	1,050,000SG$	100%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.（台湾）	28,000,000NT$	100%	コンタクトレンズ、眼鏡等の販売
SEED Contact Lens Europe GmbH（ドイツ）	25,000EUR	100%	コンタクトレンズの販売
Contact Lens Precision Laboratories Ltd.（イギリス）	111£	100%	コンタクトレンズの製造販売
Ultravision International Ltd.（イギリス）	450,000£	100%	コンタクトレンズの製造販売
Woehlk Contactlinsen GmbH（ドイツ）	25,000EUR	100%	コンタクトレンズの製造販売
Sensimed SA（スイス）	375,000CHF	100%	医療機器の開発、製造及び販売

（注）当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内数で示しております。

⑷ 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、為替相場は一定の円高への修正はあるものの、資材コスト、配送コスト並びに人件費は高騰を続けると推測されます。賃金の上昇はあるものの、金利の上昇と生鮮食料品を中心とした物価の上昇により、消費者マインドに陰りの兆しが見られるといった懸念点があります。一方、日本を含めた世界経済の先行きは、米国政権交代後の関税政策により物価や為替、金利に大きな混乱が生じて世界経済全体に対する不透明感を醸成していることに加え、各地域で地政学リスクが長期化する等、不確実性がさらに高まっている状況であると認識しております。

コンタクトレンズの国内市場におきましては、高齢化と人口減少が進んでいる現状であるものの、近視人口増加に伴う装用人口の増加や、高齢化を背景とした遠近両用タイプの需要拡大等によるスペシャリティレンズの伸長、円安・資源価格の高止まりといった様々なコスト上昇要因による価格転嫁が進み、今後も継続することで、当面は安定して成長するものと推測しております。

海外市場につきましても、近視人口の増加は同様であり、すでに一定の規模がある欧州や中国でも成長が見込まれておりますが、特に人口増加と所得水準上昇が見込まれるアジア、インド、中近東等の新興国は今後の市場伸長が期待されます。

鴻巣研究所では、国内外で今後も需要拡大が見込まれるコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮するため生産力の抜本的引き上げに取り組んでおり、本格稼働した２号棟別館に引き続き、４号棟につきましても2024年11月に着工しております。４号棟につきましては、2026年１月建屋竣工、第一期計画において2026年３月生産開始を目指し計画を進めております。

具体的には、鴻巣研究所における月間最大生産枚数につきましては、2024年３月期末で5,800万枚でありましたが、２号棟別館の稼働により2025年３月期末において6,500万枚へと引き上げられております。４号棟第一期計画につきましては、1,400万枚を追加する計画となっており、完了することで7,900万枚まで月間最大生産枚数を引き上げられる予定となっております。さらに、第一期計画の終了後に着手する計画で検討を進めております４号棟第二期計画は、1,000万枚の増産余地を確保しており、第二期計画完了時点では、総合計8,900万枚の月間最大生産枚数にまで、設備能力は拡張出来る想定となっております。

商品戦略としましては、主力商品である国産の「シード１dayPureシリーズ」の中でも、とりわけ乱視用、遠近両用コンタクトレンズといったスペシャリティレンズの販売に引き続き注力してまいります。乱視用と一部の遠近両用において発生していた長期間にわたる納期遅延に関して、2025年５月28日の乱視用コンタクトレンズの納期正常化をもって解消となることから、納期遅延の影響で流出した顧客の回帰に加え、新規顧客獲得に向けた積極的な営業戦略を推し進めてまいります。市場のニーズが高まっており市場でのさらなる拡大が見込まれるシリコーンハイドロゲルレンズにつきましては、市場のニーズに合わせて新シリコ

ーンハイドロゲルの開発から治験終了段階に計画は進んでおり、新商品の上市に向け取り組んでおります。また、クリアレンズを上回る伸長を見せるカラー・サークルレンズ分野においてもプレゼンスを発揮するため、2024年12月に発売した遠近両用サークルコンタクトレンズ「シード Eye coffret 1day UV M Multistage」等の多機能な商品を中心に新たな商品展開や販売施策を実施してまいります。

海外市場では、国内市場同様、鴻巣研究所における生産能力の回復に伴い販売活動を活性化することで、海外市場で一定の円安メリットを活かすとともに、各種の販売促進活動をより積極的に展開し、輸出や海外子会社の売上拡大を目指しております。また、それぞれの市場ニーズに合わせて、中国・アジア市場を中心にケア用品やカラーレンズの外部調達も活用することでラインアップの拡充を図り、売上拡大を進めてまいります。さらに、2026年３月期からベトナムとマレーシアの現地法人２社と2025年４月１日に株式取得した、Scotlens Holdings Limitedも連結子会社の対象範囲となることで連結業績への貢献が見込まれます。

連結業績見通しにつきましては、グループ全体の業績は売上高37,000百万円と前期比11.3%増を見込んでおります。利益につきましては営業利益2,000百万円、経常利益1,600百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,100百万円を見込んでおります。

⑸ 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

当社グループは、コンタクトレンズの研究開発及び製造販売とコンタクトレンズケア用品、その他商品の販売を主たる業務としております。

事業内容と主要品目は以下のとおりであります。

区　　分	主　　要　　品　　目
コンタクトレンズ・ケア用品事業	
コンタクトレンズ	ハード、ソフトタイプのコンベンショナル（従来型）レンズ、ディスポーザブル（使い捨て）レンズ、オルソケラトロジーレンズ、その他
コンタクトレンズケア用品	洗浄液、保存液、酵素洗浄液、化学消毒液、保存ケース、その他
そ　　の　　他	眼鏡、眼内レンズ、その他

⑹ 主要な営業所及び工場（2025年３月31日現在）

①当社

本社	東京都文京区本郷２丁目40番２号
シード第２ビル	東京都文京区本郷２丁目27番13号
鴻巣研究所	埼玉県鴻巣市袋1030番地７
営業所	東京、札幌、仙台、名古屋、関西、岡山、広島、福岡

②子会社の状況

「(3)重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

⑺ 使用人の状況（2025年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンタクトレンズ・ケア用品事業	902（391）名	13（84）名
その他	17（2）名	2（0）名
全社（共通）	66（5）名	8（△4）名
合計	985（398）名	23（80）名

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
746（369）名	14（95）名	36.4歳	12.6年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借入先	借入残高
㈱みずほ銀行	3,618百万円
㈱三井住友銀行	3,357百万円
㈱日本政策投資銀行	2,231百万円
三井住友信託銀行㈱	2,008百万円
㈱三菱UFJ銀行	1,646百万円

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2025年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　79,272,000株
② 発行済株式の総数　30,265,922株（自己株式136株含む）
③ 株主数　55,152名
④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社SMBC信託銀行	5,447千株	18.0%
みずほ信託銀行株式会社	4,319千株	14.3%
野村信託銀行株式会社	3,604千株	11.9%
三井住友信託銀行株式会社（信託口　甲１号）	1,396千株	4.6%
浦壁　昌広	618千株	2.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	548千株	1.8%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	519千株	1.7%
井上　忠	260千株	0.9%
シード社員持株会	251千株	0.8%
株式会社日本カストディ銀行（年金特金口）	224千株	0.7%

（注）１．株式会社SMBC信託銀行、みずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社の所有株式数については、委託者である新井隆二氏が議決権の指図権を留保しております。
２．上記の持株比率は自己株式136株を控除して算出しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ 現に発行している新株予約権（その他新株予約権の状況）
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浦壁昌広	一般社団法人日本コンタクトレンズ協会 副会長
取締役	杉山哲也	管理本部長兼経理部長
取締役	五十嵐淳	営業本部長
取締役	福田猛	生産技術本部長兼生産管理部長
取締役	佐藤隆郎	研究開発本部長
取締役	中村きく江	研究開発本部副本部長兼学術部長
取締役	小原之夫	
取締役	大竹裕子	大竹裕子公認会計士・税理士事務所 公認会計士 ㈱プロビタス 代表取締役 ㈱SUMIグループ 執行役員 MCPキャピタル ㈱社外取締役
取締役	小泉範子	同志社大学生命医科学部 教授 京都府立医科大学医学部 客員教授 京都大学医学部 臨床教授 アクチュアライズ㈱ 最高科学責任者
常勤監査役	中山友之	
常勤監査役	細川均	
監査役	二瓶ひろ子	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 カウンセル弁護士 北越コーポレーション㈱ 社外取締役 JUKI㈱ 社外取締役
監査役	林龍太郎	

(注) 1．取締役小原之夫氏、大竹裕子氏及び小泉範子の各氏は社外取締役であります。
2．監査役二瓶ひろ子氏及び林龍太郎氏は、社外監査役であります。
3．社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．取締役大竹裕子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役二瓶ひろ子氏は、弁護士の資格を有しております。

②　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は国内海外子会社を含む取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は、役員等賠償責任保険契約の保険料の10%にあたる額を負担しております。当該保険契約により被保険者の役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

③　取締役及び監査役の報酬等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等

取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレートガバナンス・コードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改定しており、基本報酬と業績連動報酬、株式取得目的報酬で構成されています。なお、業績連動報酬は、企業業績及び各担当業務の貢献度と連動し、年度毎に支給額を決定します。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a．役員の報酬等に関する株主総会の決議

各取締役の報酬額は、株主総会（1988年６月29日）で決定された報酬枠（報酬限度額150百万円以内）の範囲内で、役位や在職期間における会社の業績等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。なお、決定当時の取締役は11名であります。監査役の報酬額は、株主総会（2023年６月27日）で決定された報酬枠（報酬限度額40百万円以内）の範囲内で、監査役の協議で決定した基準に従って算定しております。なお、決定当時の監査役４名であります。

b．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会にて決定しております。なお、2018年６月27日の取締役会にて役員報酬制度の改定、2024年６月25日の取締役会にて2024年度の役員報酬額について審議を行っております。

c．業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬、株式取得目的報酬で構成されており、基本報酬と業績連動報酬の割合は50%ずつに設定し、その他株式取得目的報酬を上乗せして構成されております。役位毎の業績連動報酬は標準を基本報酬と同額とし、業績評価と連動し、代表取締役は50%～150%、代表取締役以外の取締役は60%～140%のレンジで変動するものとしております。

なお、社外取締役及び監査役は、独立した立場で責務を果たすことができるようにするため、基本報酬のみとしております。

d．業績連動報酬に係る指標

業績連動報酬は、各事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結 ROE、連結 EBITDAの基準値に対する達成率に加え、ESG 指標の達成度合いに対応する評価点の加重平均値、及び所管部署の評価点を、取締役は１：１、執行役員は4：6で加重平均して乗数を決定いたします。但し、代表取締役は、連結業績のみとし、上記乗数を役位に応じた基準額に乗じて業績連動報酬を支給いたします。環境経営、サスティナビリティへの取り組みを客観的に評価するために、その評価を指標として、取組状況についても所管部署評価における定性面で評価を実施いたします。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	株式取得目的報酬	退職慰労金	
取締役 （うち社外取締役）	73 (16)	46 (16)	26 (—)	—	0 (—)	9 (3)
監査役 （うち社外監査役）	32 (11)	32 (11)	—	—	—	4 (2)
合計 （うち社外役員）	105 (27)	78 (27)	26 (—)	—	0 (—)	13 (5)

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．業績連動報酬は、当該報酬の当事業年度における費用計上額です。
なお、業績連動報酬である賞与の算定の基礎として選定した業績指標及びその実績は以下の通りです。
・売上高　：32,396百万円
・営業利益：2,050百万円
・ROE　　：13.4%
・EBITDA　：5,102百万円
※ESG項目は2026年3月期から対象となります。
3．株式取得目的報酬は、2022年４月11日開催の取締役会において一時不支給とすることを決議しております。
4．取締役会は、代表取締役社長 浦壁昌広に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
5．役員ごとの報酬等の総額につきましては、１億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。
6．上記には、2024年6月25日に就任した取締役1名を含んでおります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役大竹裕子氏は、大竹裕子公認会計士・税理士事務所の公認会計士、㈱プロビタスの代表取締役、㈱SUMIグループの執行役員、MCPキャピタル㈱社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
・取締役小泉範子氏は、同志社大学生命医科学部 教授、京都府立医科大学医学部 客員教授、京都大学医学部 臨床教授、アクチュアライズ㈱ 最高科学責任者であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
・監査役二瓶ひろ子氏は、外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所のカウンセル弁護士、北越コーポレーション㈱の社外取締役、JUKI㈱の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	小原之夫	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、会社経営者としての長年の経験と見識からの助言や提言を行っております。
取締役	大竹裕子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、また、会社経営者としての長年の経験と見識からの助言や提言を行っております。
取締役	小泉範子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、大学教授としての専門的見地から、また、ベンチャー企業の最高科学責任者として有する経営管理や幅広い知見からの助言や提言を行っております。
監査役	二瓶ひろ子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会14回のうち13回出席し、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	林龍太郎	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席し、学校法人監査室長であった経験と見識から、中立的・客観的な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑷　会計監査人の状況

①　名称　　EY新日本有限責任監査法人

②　報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適

切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、上海実瞳光学科技有限公司（中国）、SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.（シンガポール）、SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.（台湾）、SEED Contact Lens Europe GmbH（ドイツ）、Contact Lens Precision Laboratories Ltd.（イギリス）、Ultravision International Ltd.（イギリス）、Woehlk Contactlinsen GmbH（ドイツ）、Sensimed SA（スイス）は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に定める解任事由に該当すると監査役会が判断した場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

⑸　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及びその運用状況は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。

【運用状況】

「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、この基準を満たした社外取締役を選任することとしております。

②当社は、取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「シードグループ行動規範」を制定し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。

【運用状況】

シードの使命、経営理念及び行動規範で構成される企業ビジョン等は、社内に掲示、また、イントラネットシステムで常に閲覧できる状態にあり、機会のある毎に社内の周知徹底を図っております。

③コンプライアンス体制の充実・強化を推進するために、代表取締役社長を議長とし、必要に応じて専門家（弁護士）も加えたコンプライアンス委員会を設置する。また、取締役及び使用人からの通報・相談窓口を法務部コンプライアンス室と経営から独立している常勤監査役とし、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

【運用状況】

コンプライアンス委員会を7回開催しております。通報者保護に関しては、コンプライアンス管理規程に明記する等、適切な運用を行っております。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、コンプライアンス基本方針を策定し、社内規則の周知徹底と社内研修による教育等を定期的に実施しております。

④監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
【運用状況】
取締役会、必要に応じ経営会議及び各種委員会等に出席し、監査役の立場から積極的に発言をしております。

⑤内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性及び有効性について監査する。
【運用状況】
監査部は、毎期、内部監査計画を策定し、内部監査を実施しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
【運用状況】
上記に係る文書等は、文書管理規程に基づき保存年限や所管部署等を定め適切に管理しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①コンプライアンス、市場環境、製品品質、知的財産及び災害等に係るリスクについては、それぞれの所管部署において担当、各部門長が管理を行い、リスク発生の抑止及び軽減に取組む。

②新たに生じたリスクに関しては、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、経営企画部が窓口となり、速やかに対応を行う。
【運用状況】
リスク管理と情報セキュリティの維持に関し、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的にリスク・セキュリティ管理委員会を5回開催しており、適切に管理されております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、定例取締役会を毎月１回開催し、経営における重要事項や取締役の業務執行状況等の監督を行う。また、効率的な経営判断・意思決定を行うために、経営会議を開催（適宜）し、代表取締役社長、常勤監査役、取締役・担当部長・担当部署等が出席し議論を行う。
【運用状況】
当事業年度は、取締役会を定例、臨時を合わせて17回開催しております。また、経営会議につきましても、経営会議規程に基づき、適宜適切に開催しております。

②会社の各部門の目標の進捗状況確認と対応策等を立案するため、各部門長は代表取締役社長及び担当取締役出席の下、毎月１回レビューを開催する。
【運用状況】
レビューにつきましては、毎月開催され、その内容に応じ、経営会議や取締役会に付議または報告がされており、多面的な検討を実施することで、目標の進捗確認と達成に向けて適切に管理を実施しております。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は、国内、海外における関係会社管理規程に従い、子会社管理強化のための担当部門（リテール事業管理部・国際事業本部）を設置し、各子会社が内部取引規程や会社規程を遵守した活動を行っているか管理を行う。それぞれの担当部門長は、必要に応じて、会議の開催、関連資料等の提出を担当者に求める。
・月一回開催する国内子会社の取締役会には、代表取締役社長が参加することを求める。
・月一回開催する海外子会社とのレビューには、代表取締役社長が参加することを求める。

【運用状況】

経営理念や企業ビジョンならびに行動規範等は、社内に掲示、また、イントラネットシステムで常に閲覧できる状態にあり、機会のある毎に社内の周知徹底を図っており、また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社内規則の周知徹底と社内研修による教育等を定期的に実施しております。

また、国内子会社の取締役会、海外子会社との電話会議によるレビューには、代表取締役社長が参加し適切に運用がされております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、当社グループ全体におけるリスクの管理と情報セキュリティの維持に関して、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク・セキュリティ管理委員会規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクマネジメント推進のためリスク・セキュリティ管理委員会を開催し、リスクを網羅的・統括的に管理する。

【運用状況】

3．①、②と同様

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、国内、海外における関係会社管理規程を制定し、子会社に関する業務の円滑化を図り、育成強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすよう、適切な指導を行う。
・子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行を監査する。

【運用状況】

上記①と同様

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、子会社の取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「株式会社シード役職員行動指針」を子会社に対しても適用し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。
・当社は、子会社に対し、内部監査規程及び国内、海外における関係会社管理規程に基づき、業務監査を実施することとし、監査は監査部が実施するほか、必要と認めたときは会社の監査役も実施する。

【運用状況】

1．②及び5．①と同様

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・当社は、監査役の職務を補助する担当者を置くこととする。また、必要に応じて各部門より業務補助のための補助者を監査役と人事教育部長と協議のうえ任命することができる。

【運用状況】

監査役の職務を補助する担当者や必要に応じ任命された補助者にて業務補助にあたっており、監査役会の指揮に基づき適切に運営されております。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分に際して、監査役会の承認を得なければならないものとする。

【運用状況】

上記のとおり適切に運営されております。

8．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社は、その補助者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

【運用状況】

上記方針を徹底しております。

9．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、速やかに監査役に報告をする。

・常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に報告を求めるものとする。

【運用状況】

上記方針を徹底し、取締役会や経営会議等に出席することにより、必要な情報を得ており、また監査役の業務を補助する担当者や監査部、その他必要に応じた各部門との打合せ等で、必要な報告を実施しております。

②子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

・子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

・子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役へ報告する。

【運用状況】

上記方針を徹底し、取締役会や経営会議等に出席することにより、必要な情報を得ており、また、常勤監査役は、国内子会社の取締役会、海外子会社との電話会議によるレビューに参加し、質疑応答を実施することで、必要な報告を受けております。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

【運用状況】

1．③を徹底しております。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【運用状況】

上記方針を徹底しております。
なお、当事業年度においては、当該費用処理等は発生しておりません。

12. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催し、意見交換を行うものとする。また、必要に応じて専門の弁護士、会計士を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

【運用状況】

上記方針を徹底しており、監査役会は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見や情報交換のための会合を適切に実施しております。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・当社のコンプライアンスマニュアルにおいて『反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。』旨の定めがあり、これを全社員及び子会社に対し周知徹底を図っております。

なお、コンプライアンスマニュアルの制定及び改訂に関しては、コンプライアンス委員会において協議・承認されるものとする。

【運用状況】

新規取引先との契約締結に際しましては、反社会的勢力の排除に関する覚書を交わし、反社会的勢力対応規程に基づき、入念な審査を行った後、取引を開始しております。

連結貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**20,677**	**流動負債**	**18,139**
現金及び預金	7,116	支払手形及び買掛金	693
受取手形及び売掛金	4,627	短期借入金	12,288
商品及び製品	5,588	リース債務	1,852
仕掛品	537	未払金	2,160
原材料及び貯蔵品	1,226	未払費用	232
前渡金	31	未払法人税等	115
未収入金	1,062	未払消費税等	4
その他	512	賞与引当金	518
貸倒引当金	△26	設備関係支払手形	76
固定資産	**31,083**	製品保証引当金	94
有形固定資産	**27,827**	その他	101
建物及び構築物	12,153	**固定負債**	**15,236**
機械装置及び運搬具	1,383	長期借入金	6,799
土地	6,190	リース債務	5,322
リース資産	6,507	退職給付に係る負債	2,948
建設仮勘定	1,013	資産除去債務	39
その他	577	繰延税金負債	4
無形固定資産	**923**	その他	122
のれん	374	**負債合計**	**33,375**
その他	549	**純資産の部**	
投資その他の資産	**2,333**	**株主資本**	**17,079**
投資有価証券	1,031	資本金	3,532
長期貸付金	41	資本剰余金	4,774
固定化営業債権	400	利益剰余金	8,772
長期前払費用	13	自己株式	△0
敷金	34	**その他の包括利益累計額**	**983**
差入保証金	69	その他有価証券評価差額金	380
繰延税金資産	1,171	繰延ヘッジ損益	7
その他	5	為替換算調整勘定	412
貸倒引当金	△436	退職給付に係る調整累計額	183
		非支配株主持分	**322**
		純資産合計	**18,385**
資産合計	**51,760**	**負債純資産合計**	**51,760**

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**33,231**
売上原価		**18,603**
売上総利益		**14,628**
販売費及び一般管理費		**13,066**
営業利益		**1,562**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	18	
受取和解金	39	
受取賃貸料	39	
受取保険金	0	
助成金収入	44	
売電収入	40	
その他	20	206
営業外費用		
支払利息	337	
為替差損	42	
売電費用	26	
その他	28	435
経常利益		**1,333**
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
減損損失	8	
固定資産除却損	1	10
税金等調整前当期純利益		**1,326**
法人税、住民税及び事業税	279	
法人税等調整額	△53	226
当期純利益		**1,100**
非支配株主に帰属する当期純利益		**8**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,092**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,532	4,774	8,133	△0	16,440
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△453		△453
親会社株主に帰属する当期純利益			1,092		1,092
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	638	△0	638
当期末残高	3,532	4,774	8,772	△0	17,079

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	297	98	293	226	916	293	17,650
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△453
親会社株主に帰属する当期純利益							1,092
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	83	△90	118	△43	67	28	95
当連結会計年度変動額合計	83	△90	118	△43	67	28	734
当期末残高	380	7	412	183	983	322	18,385

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	11社
主要な連結子会社の名称	㈱シードアイサービス 上海実瞳光学科技有限公司（中国） SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.（シンガポール） SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.(台湾) SEED Contact Lens Europe GmbH(ドイツ) Contact Lens Precision Laboratories Ltd. (イギリス) Ultravision International Ltd.（イギリス） Woehlk Contactlinsen GmbH(ドイツ) Sensimed SA（スイス） 上海実瞳健康科技有限公司（中国） 香港実瞳健康科技有限公司（香港）

非連結子会社の状況

非連結子会社の数	８社
非連結子会社の名称	SEED CONTACT LENS (M) SDN.BHD.（マレーシア） 横浜近視予防研究所㈱ SEED CONTACT LENS VIET NAM CO.,LTD.(ベトナム) 上海実瞳商務咨詢有限公司（中国） 上海実瞳視光医療科技有限公司（中国） 株式会社シードファシリティサービス 香港実瞳学科技有限公司（香港） 上海実瞳企業管理合伙企業（中国）
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 持分法を適用していない	該当ありません。
非連結子会社の数 持分法を適用していない	8社
非連結子会社の名称	SEED CONTACT LENS (M) SDN.BHD.（マレーシア） 横浜近視予防研究所㈱ SEED CONTACT LENS VIET NAM CO.,LTD.(ベトナム) 上海実瞳商務咨詢有限公司（中国） 上海実瞳視光医療科技有限公司（中国） 株式会社シードファシリティサービス 香港実瞳学科技有限公司（香港） 上海実瞳企業管理合伙企業（中国）
持分法を適用しない理由	持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海実瞳光学科技有限公司、SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.、SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.他、海外子会社7社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

⑷ 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券	
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
ロ．デリバティブ	時価法
ハ．製品、仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
商品、原材料、貯蔵品	主として、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年

	機械装置及び運搬具	2～17年
	その他	2～20年
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。	

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額に基づき計上しております。
ハ．製品保証引当金	販売済み製商品に対して、保証期間内に発生が見込まれる交換費用等に充てるため、過年度の実績を基礎に保証による将来の交換費用等発生見込を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは主にコンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡の販売を行っており、商品および製品の販売については、当該商品及び製品の引渡時において、顧客に当該商品及び製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、当該履行義務を充足した後の通常の支払期限は1～2カ月以内であります。ただし、商品及び製品の国内販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

⑥外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。なお、在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。
ハ．ヘッジ方針	外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を用いており、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）の範囲内で為替予約を行っております。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑧のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

2．会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	5,588百万円
棚卸資産評価損	90百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。また、収益性の低下に基づき簿価を切り下げた金額は原則として売上原価に含めております。製品に含まれる長期滞留の棚卸資産に対しては、過去の販売実績及び将来の売上予算を基礎に製品を出荷期限内で出荷する可能性を検討したうえで、現時点において出荷が見込まれない棚卸資産の取得価額を切り下げております。

当連結会計年度末において収益性の低下が認められた棚卸資産に対して、上記方法に基づく簿価切下げによる評価損90百万円を計上しております。

当該見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化などの将来の経済環境の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の将来販売予測が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

⑴ 担保に供している資産及び担保に係る債務

次の資産を、長期借入金826百万円（１年内返済予定の長期借入金を含む）、短期借入金1,122百万円の担保に供しております。

建物及び構築物	5,456	(2,932)	百万円
機械装置及び運搬具	0	(0)	
土地	2,393	(996)	
有形固定資産その他	0	(0)	
合計	7,850	(3,929)	

（ ）内書きは工場財団抵当に供している資産であります。

⑵ 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりです。

受取手形及び売掛金　4,606百万円

⑶ 有形固定資産の減価償却累計額　23,796百万円

なお、上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
㈱シードアイサービス(東京都文京区)	小売店舗施設	建物及び建築物	3
		有形固定資産(その他)	0
SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.（シンガポール）	その他	無形固定資産(その他)	4
合計			8

当社グループは、原則として工場用資産、営業用資産、賃貸用資産、共用資産等の区分により、また、店舗展開している子会社については店舗を基本単位として、その他の子会社については会社を基本単位としてグルーピングしております。 当連結会計年度において、㈱シードアイサービス及びSEED Contact Lens ASIA Pte.Ltd.において経営環境 の悪化等により今後の収益性の低下が認められることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、建物及び構築物3百万円、有形固定資産（その他）0百万円及び無形固定資産（その他）4百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の総数に関する事項　　普通株式　30,265,922株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

2024年６月25日開催の第68回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　453百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　15円
・基準日　2024年３月31日
・効力発生日　2024年６月26日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2025年６月24日開催予定の第69回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　453百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　15円
・基準日　2025年３月31日
・効力発生日　2025年６月25日

7. 金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当社（グループ）は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等の金融機関からの借入により資金調達を行っております。

受取手形及び売掛金に係る得意先の信用リスクは、与信管理規程に従い債権管理を行うこととし、毎月１回債権管理会議を行い貸倒れのリスク低減に取り組んでおります。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、すべてが１年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金として短期借入金、設備投資資金として長期借入金により調達しております。

デリバティブは仕入商品の為替変動リスクを回避するため、為替予約を設定しており、支払いキャッシュ・フローの固定化をしております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
①投資有価証券※１ その他有価証券	773百万円	773百万円	－百万円
資　産　計	773	773	－
②長期借入金	6,799	6,794	△4
③リース債務（固定）	5,322	5,514	191
負　債　計	12,121	12,309	187
④デリバティブ取引※２	10	10	－

※１．市場価格のない株式等は①投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区　分	当連結会計年度
非上場株式	257百万円

※２．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。
※３．「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「長期貸付金」、「固定化営業債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「リース債務（流動）」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「設備関係支払手形」については、現金であること及び短期間で決済されるため帳簿価額が時価に近似するものであること、連結貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額が時価に近似することから記載を省略しております。
（注）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①投資有価証券
株式は取引所の価格によっております。
②長期借入金、③リース債務（固定）
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
④デリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価については、取引先金融機関より提示された価格によっております。

⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	773百万円	－　百万円	－　百万円	773百万円
デリバティブ取引				
通貨関連	－	10	－	10
資　産　計	773	10	－	784

②　時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－　百万円	6,794百万円	－　百万円	6,794百万円
リース債務	－	5,514	－	5,514
負　債　計	－	12,309	－	12,309

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる利益を分解した情報

顧客との契約から生じる利益を分解した情報は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	売上区分		合計
	コンタクトレンズ・ケア用品	その他	
一時点で移転される財	32,999	126	33,126
顧客との契約から生じる収益	32,999	126	33,126
その他の収益	104	－	104
外部顧客への売上	33,104	126	33,231

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

コンタクトレンズ・ケア用品事業における製商品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート（以下、達成リベート）等を付けて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から達成リベート等の見積りを控除した金額で算定しております。達成リベート等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。なお、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑶ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度に認識されていた収益のうち、期首現在の契約負債はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

9. １株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額　596円81銭

⑵ １株当たり当期純利益　36円10銭

10. 重要な後発事象に関する注記

当社の連結子会社であるContact Lens Precision Laboratories Limited（以下、「CLPL社」）はScotlens Limited（以下、「SL社」）の持株会社であるScotlens Holdings Limited（以下、「SH社」）の株主であったScott Brown氏およびJoanne Brown氏と株式譲渡契約を締結し、2025年４月１日付でSH社の全株式を取得いたしました。

⑴ 買収の目的

かねてよりCLPL社及びその事業子会社であるUltraVision International Limited（以下、「UV社」）は、円錐角膜用ソフトコンタクトレンズをはじめとして医療性の高い虹彩付きレンズといった特殊レンズに注力しておりますが、本株式取得は、オルソケラトロジーが英国やアイルランド地域においても広がりつつあることを踏まえて、スコットランドに本拠を置き、一人ひとりの目の形状に合わせてカスタマイズされた特殊レンズの分野において長い業歴と実績を持つSL社を通じて、より広範な特殊レンズをカバーすることを目指したものであります。

加えて、従来手薄であったスコットランドやアイルランド地域に対して SL社の販売網を通じて、UV社のスペシャリティレンズや当社の使い捨てコンタクトレンズのクロスセルによりグループとしてのシナジー効果を生み出すことを目的としております。

⑵ 買収する会社の概要

①名称

Scotlens Holdings Limited

②事業内容

コンタクトレンズ製造事業

⑶ 取得価額

465百万円（£2,404,187.50）

（注） １£＝193.82円で計算

貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,747**	**流動負債**	**17,586**
現金及び預金	4,615	支払手形	270
受取手形	400	買掛金	217
売掛金	4,711	短期借入金	10,379
商品及び製品	4,676	１年内返済予定長期借入金	1,904
仕掛品	222	リース債務	1,852
原材料及び貯蔵品	1,136	未払金	1,987
前渡金	31	未払費用	151
前払費用	259	未払法人税等	113
未収入金	1,110	設備関係支払手形	76
その他	87	賞与引当金	501
貸倒引当金	△504	製品保証引当金	94
固定資産	**33,561**	その他	37
有形固定資産	**26,953**	**固定負債**	**14,336**
建物	11,612	長期借入金	6,726
構築物	193	リース債務	5,320
機械装置	1,138	退職給付引当金	2,126
車両運搬具	11	資産除去債務	39
工具器具及び備品	378	その他	122
土地	6,099	**負債合計**	**31,922**
リース資産	6,507	**純資産の部**	
建設仮勘定	1,011	**株主資本**	**18,027**
無形固定資産	**902**	**資本金**	**3,532**
のれん	269	**資本剰余金**	**4,800**
その他	632	資本準備金	4,165
投資その他の資産	**5,705**	その他資本剰余金	635
投資有価証券	647	**利益剰余金**	**9,694**
関係会社株式	3,606	利益準備金	120
長期貸付金	6	その他利益剰余金	9,574
関係会社長期貸付金	824	固定資産圧縮積立金	226
固定化営業債権	211	別途積立金	1,000
繰延税金資産	643	繰越利益剰余金	8,348
その他	84	**自己株式**	**△0**
貸倒引当金	△317	**評価・換算差額等**	**358**
		その他有価証券評価差額金	351
		繰延ヘッジ損益	7
		純資産合計	**18,386**
資産合計	**50,308**	**負債純資産合計**	**50,308**

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**29,949**
売上原価		**17,435**
売上総利益		**12,513**
販売費及び一般管理費		**10,683**
営業利益		**1,830**
営業外収益		
受取利息及び配当金	21	
受取賃貸料	41	
受取保険金	0	
助成金収入	31	
売電収入	40	
その他	27	163
営業外費用		
支払利息	338	
為替差損	34	
売電費用	26	
その他	28	428
経常利益		**1,565**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	1	
貸倒引当金繰入	107	108
税引前当期純利益		**1,457**
法人税、住民税及び事業税	275	
法人税等調整額	46	322
当期純利益		**1,135**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,532	4,165	635	4,800	120	228	1,000	7,663	9,012
当期変動額									
税率変更に伴う圧縮積立金の調整額						△2		2	－
剰余金の配当								△453	△453
当期純利益								1,135	1,135
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△2	－	684	681
当期末残高	3,532	4,165	635	4,800	120	226	1,000	8,348	9,694

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	17,346	279	98	378	17,724
当期変動額						
税率変更に伴う圧縮積立金の調整額						－
剰余金の配当		△453				△453
当期純利益		1,135				1,135
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			71	△90	△19	△19
当期変動額合計	△0	681	71	△90	△19	661
当期末残高	△0	18,027	351	7	358	18,386

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
商品、原材料、貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金	売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額に基づき計上しております。
製品保証引当金	販売済み製商品に対して、保証期間内に発生が見込まれる交換費用等に充てるため、過年度の実績を基礎に保証による将来の交換費用等発生見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑹ 重要な収益及び費用の計上基準

当社は主にコンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡の販売を行っており、商品および製品の販売については、当該商品及び製品の引渡時において、顧客に当該商品及び製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、当該履行義務を充足した後の通常の支払期限は１～２カ月以内であります。ただし、商品及び製品の国内販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

⑺ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。
ヘッジ方針	外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を用いており、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）の範囲内で為替予約を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑻ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

２．会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

⑴ 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,676百万円
棚卸資産評価損	44百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。また、収益性の低下に基づき簿価を切り下げた金額は原則として売上原価に含めております。製品に含まれる長期滞留の棚卸資産に対しては、過去の販売実績及び将来の売上予算を基礎に製品を出荷期限内で出荷する可能性を検討したうえで、現時点において出荷が見込まれない棚卸資産の取得価額を切り下げております。

当事業年度末において収益性の低下が認められた棚卸資産に対して、上記方法に基づく簿価切下げによる評価損44百万円を計上しております。

当該見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化などの将来の経済環境の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の将来販売予測が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵　関係会社に対する債権の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社に対する債権合計額　　2,389百万円

上記に対する貸倒引当金　　604百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当事業年度末において財務内容が悪化している関係会社に対する債権852百万円に対して、上記方法に基づく貸倒引当金604百万円を計上しております。

当該見積りは、関係会社の期末日時点の財務内容を基に将来の事業計画を勘案しているため、景気動向や将来の経済環境の変動などによって見積りと実績が乖離した場合、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金の追加計上が必要になる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

次の資産を、長期借入金826百万円（１年内返済予定の長期借入金を含む）、短期借入金1,122百万円の担保に供しております。

建物	5,377	(2,882)	百万円
構築物	78	(49)	
機械装置	0	(0)	
車両運搬具	0	(0)	
工具器具及び備品	0	(0)	
土地	2,393	(996)	
合計	7,850	(3,929)	

（　）内書きは工場財団抵当に供している資産であります。

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　　19,945百万円

⑶　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,565百万円
短期金銭債務	137百万円

⑷　関係会社に対する債務保証は次のとおりであります。

仕入債務　（㈱シードアイサービス）	0百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,081百万円
販売費及び一般管理費	899百万円
営業取引以外の取引高	11百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	136株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	153百万円
貸倒引当金	258
製品保証引当金	29
未払費用	81
未払事業税	16
棚卸資産評価損	13
退職給付引当金	670
投資有価証券	7
資産除去債務	12
関係会社株式	686
その他	6
小計	1,937
評価性引当額	△856
合計	1,080
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△162
繰延ヘッジ損益	△3
無形固定資産	△139
関係会社株式	△27
固定資産圧縮積立金	△103
合計	△437
繰延税金資産の純額	643

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.	所有 直接100 (−)	当社製商品の販売	当社製商品の販売（注）1	58	売掛金	537
			業務委託契約の締結	業務委託料の支払（注）2	77	未払金	−

（注）1．販売価格については、現地市場価格を参考に協議の上、決定しております。
2．業務委託料については、市場価格等を勘案して協議の上、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり純資産額	607円49銭
(2)	1株当たり当期純利益	37円51銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

株　式　会　社　シ　ー　ド
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三 辻 雅 樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須山誠一郎

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社シードの２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

株　式　会　社　シ　ー　ド
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三辻雅樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須山誠一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シードの２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第６９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

・取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

・事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月19日

株式会社シード　監査役会

常勤監査役　中山友之　㊞

常勤監査役　細川　均　㊞

社外監査役　二瓶ひろ子　㊞

社外監査役　林　龍太郎　㊞

以　上

株主総会 会場ご案内図

会　　場

ホテル 東京ガーデンパレス　2階「高千穂」
東京都文京区湯島1丁目7番5号
TEL 03-3813-6211

交通機関のご案内

- JR 中央線・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口より徒歩5分
- 東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水駅」B1・B2出口より徒歩5分
- 東京メトロ 丸ノ内線「御茶ノ水駅」1・2出口より徒歩5分

※ 2 出口より出られた場合には、1 出口側に通りを渡ってから矢印方向にお進みください。

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
スマートフォンで
QRコードを読み取りください。